

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 31 日

直方市長 大塚進弘

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,350	高級船員	3,070
普通作業員	2,080	普通船員	2,450
軽作業員	1,430	潜水士	3,960
造園工	2,030	潜水連絡員	2,580
法面工	2,610	潜水送気員	2,650
とび工	2,520	軌道工	3,160
石工	2,610	型わく工	2,430
ブロック工	2,510	大工	2,450
電工	2,340	左官	2,500
鉄筋工	2,410	配管工	2,110
鉄骨工	2,290	はつり工	2,250
塗装工	2,540	防水工	2,490
溶接工	2,680	板金工	2,370
運転手（特殊）	2,320	タイル工	2,710
運転手（一般）	2,060	サッシ工	2,950
潜かん工	3,550	内装工	2,490
潜かん世話役	4,400	ガラス工	2,460
さく岩工	3,150	建具工	1,870
トンネル特殊工	3,760	ダクト工	2,200
トンネル作業員	2,620	保温工	2,280
トンネル世話役	4,180	建築ブロック工	2,350
橋りょう特殊工	2,960	設備機械工	2,590
橋りょう塗装工	3,100	交通誘導警備員 A	1,480
橋りょう世話役	3,650	交通誘導警備員 B	1,330
土木一般世話役	2,610	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	950
---------	-----